

公募物件の現地写真

設置場所：南会津郡只見町大字布沢民有地内



【商品情報】

カテゴリー	伐倒駆除剤／くん蒸剤	
商品名	ヤシマNCS	
有効成分	カーバム（P R T R・1種） 50.0%	
規 格	1ℓ×10	

【特 長】

- 処理方法が簡便
 - ・被害材の上部に、本剤を原液のまま容器から直接散液し、一定期間生分解性シート等で被覆するだけです。くん蒸の際には「くん蒸与作シート」（生分解性シート）がお勧めです。
- 防除効果が高い
 - ・マツノマダラカミキリの樹皮下幼虫はもちろん、材部深く穿孔した老熟幼虫やマツノザイセンチュウに対して顕著な効果を発揮します。
- 低温時でも有効
 - ・本剤は、低温などの気温に関係なく容易にガス化し、被害材のすみずみまで浸透します。

【登録情報】

分類	登録番号	種類	名称	有効期限
農薬	第 19249 号	カーバム剤	ヤシマNCS	2 年

【適用表】

作物名	適用場所	適用病虫害名	使用量	くん蒸時間	使用時期	本剤の使用回数	使用方法	カーバムを含む農薬の総使用回数
まつ (伐倒木)	貯木場 林内空地	マツノマダラカミキリ幼虫 マツノザイセンチュウ	被覆内容積1㎡当り 原液0.5ℓ	14日以上	—	1回	加害された伐倒木を配置し本剤を散布し、直ちにビニール等で密閉し、くん蒸する。	1回
			被覆内容積1㎡当り 原液1.0ℓ	7日以上				
いぬまき (伐倒木)		ケブカトラカミ	被覆内容積1㎡当り 原液0.5ℓ	14日以上				
			被覆内容積1㎡当り 原液1.0ℓ	7日以上				
すぎ (伐倒木)		スギカミ	被覆内容積1㎡当り 原液0.5ℓ～1.0ℓ					
かし (枯損木) なら (枯損木) しいのき (枯損木)	林地	かしがき	被覆内容積1㎡当り 原液1.0ℓ	14日以上	成虫羽化 脱出前		加害された枯損木を配置し本剤を散布し、直ちにビニール等で密閉し、くん蒸する。	
			1樹当り 【胸高直径(cm)】 × 【原液12～18mℓ】				千鳥状に開けた穴に規定量の原液を注入し、くん蒸する。	

(2018 年 12 月 20 日 現在)

第6次国有林野施業実施計画図

令和3年度樹立
全28片の内第18片

おとり丸太引渡場所 位置図

おとり丸太設置箇所

[illegible]

森林事務所		☎0241-72-2323
(小森・泉原)		☎0241-86-2236
園面番号	担当区	面積(ha)
28-18	小林	17,441.53
28-19		
28-20	伊南	10,197.14
28-21		
28-22	湯ノ井	13,271.89
28-23		
28-24	檜枝岐	7,086.78
28-25		
28-26	尾瀬	29,273.56
28-27		
28-28	尾原	32,120.33
	南会田支所	109,391.03
28-18~28-17	管理設計	95,297.77
	計画区計	204,888.80

買 受 申 込 書

物件番号 第 1 号

品 名 ナラ材丸太（長さ 2 m、くん蒸処理済み）

数 量 1 0 m³

所 在 地

申込金額（税込） ￥

（

うち税抜き金額	￥
うち消費税額（10%）	￥

）

別紙条件書、誓約事項及び公募公告に記載してある条件等について、誓約・承諾の上、上記売払物件の買受を申し込みます。

なお、上記金額は物件の積込費及びその他諸経費を合計した金額とします。

令和 年 月 日

分任契約担当官

会津森林管理署南会津支署長 殿

（登録番号 T8000012050001）

（買受人）

住 所

商号又は名称

氏 名

電 話 番 号

条件書

- 1 本契約は代金を指定どおり納付したときに成立する。
- 2 物件の引渡は代金納入の日とする。
- 3 搬出期間は、物件引き渡しを終了した日から起算して15日間とし、指定区域外に搬出すること。
- 4 買受人が、やむ得ない事由により前期搬出期間満了前にその期間の延長を申請したときは、会津森林管理署南会津支署長はその事由を審査してその必要と認める期間申請したときは搬出延期を承認することができる。
- 5 前号により搬出延期の承認を受けようする場合には、買受人はその延長期間に対し1日につき売り払い代金の1000分の1に相当する金額を納付しなければならない。
- 6 物件引渡し前に、天災その他不可抗力によって物件に損害があった場合でも買受人は異議を申し立てることはできない。
- 7 買受人が契約条件を履行せず解約する時は、代金の100分の10に相当する金額を、国は買受人から違約金として徴収する。
- 8 買受人が、前記各項の契約条項を履行しないときは、この契約の全部又は、一部を解除する。
- 9 この契約解除は、将来に向かつてのみ効力を生ずるものとする。
- 10 特約事項
 - (1) 買受人は、物件を南会津郡只見町外へ持ち出さないこと。
 - (2) 買受人は、現地からの搬出後に次のいずれかの処理を行うこととする。
 - ① 翌年の3月までに30～40cmの長さに玉切りし、割材する。
 - ② 翌年の3月までに厚さ10mm以下にチップ化する。
 - ③ 翌年の4月までに焼却する。

引渡し注意書兼物品受領書

1. 物品の引渡し後の返品は認めない。
2. 物品引渡し後、物品に隠れた瑕疵があっても、その瑕疵に対する請求をすることはできない。
3. 引渡し後は15日以内に南会津郡只見町内に搬出し、只見町外に運搬・搬出しないこと。
4. 現地からの搬出後に次のいずれかの処理を行うこと。
 - ①翌年の3月までに30～40cmの長さに玉切りし、割材する。
 - ②翌年の3月までに厚さ10mm以下にチップ化する。
 - ③翌年の4月までに焼却する。

上記「引渡し注意書」に異存なく物品を受領しました。(物件番号 1 号)

会津森林管理署南会津支署長 殿

令和 年 月 日

住所:

氏名:

関東森林管理局署等随意契約見積心得

平成23年12月19日23関経第161号

関東森林管理局長より各森林管理署長等あて

(目的)

第1条 関東森林管理局署等所掌に係る随意契約により見積りをしようとする者（以下「見積人」という。）は、法令その他別に定めるもののほか、この心得の定めるところによるものとする。

(見積人の資格)

第2条 見積人は、当該随意契約について、契約担当官等（会計法第29条の3第1項に規定する契約担当官等をいう。以下同じ。）から、見積参加者としての通知又は依頼を受けた者でなければならない。

(見積等)

第3条 見積人は、見積依頼書（口頭による見積依頼を含む。以下同じ。）、仕様書、図面、契約書案及び現場等を熟知の上、見積しなければならない。この場合に、見積依頼書、仕様書、図面、契約書案等について疑義があるときは、見積日時に支障を及ぼさない範囲内で関係職員の説明を求めることができる。

- 2 見積人は、見積書（様式第1号又は任意の様式）を作成し、封かんの上、見積人の氏名（法人にあっては、法人名）、あて名及び見積件名を表記し、見積依頼書に示した日時までに見積しなければならない。
- 3 見積人は、契約担当官等においてやむを得ないと認められたときは、見積書を郵便をもって提出することができる。この場合においては、表封筒に、「見積書在中」と記載して、契約担当官等あて提出しなければならない。
- 4 見積人は、見積書を一旦提出した後は、開封の前後を問わず、その引き換え、変更又は取り消しをすることができない。
- 5 見積人が代理人によって見積りさせるときは、見積書の提出前に代理人の資格を示す委任状（様式第2号）を見積担当職員に提出するものとし、見積書には代理人の表示をしなければならない。
- 6 見積人は、暴力団排除に関する誓約事項（様式第3号）について見積書の提出前に確認しなければならない。見積書の提出をもってこれに同意したものとする。

(公正な見積りの確保)

第3条の2 見積人は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。

(無効の見積り)

第4条 次の各号の一に該当する見積りは、無効とする。

- 一 委任状を提出しない代理人のした見積り
- 二 記名を欠く見積り
- 三 金額を訂正した見積り
- 四 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である見積り
- 五 同一事項の見積りについて同一人が2通以上なした見積り又は見積人若しくはその代理人が他の見積人の代理をした見積り
- 六 見積時刻に遅れてした見積り
- 七 その他、見積りに関する条件に違反した見積り
- 八 暴力団排除に関する誓約事項（様式第3号）について、虚偽又はこれに反する行為が認められた見積り

(契約の相手方の決定)

第5条 見積りを行った者のうち、契約の目的に応じ、予定価格の制限の範囲内で最高又は最低の価格をもって見積りをした者を契約の相手方とする。

- 2 見積りの結果、予定価格の制限に達した見積りがないときは、再度の見積りを行うことがある。
この場合第1回目の最高又は最低の見積価格を下回る又は上回る価格で見積りをした者の見積りは無効とし、当該見積りに係る第3回目以降の見積参加者の資格を失うものとする。第3回目以降に行う見積についても上記を準用して行うものとする。

ただし、建設工事の随意契約見積りの場合にあっては、見積執行回数は、原則として、2回を限度とするものとする。

- 3 前項の見積りを行ってもなお予定価格の制限に達した見積書の提出がない場合には、契約担当官等は当該見積りを打ち切ることがある。
- 4 第2項の見積りには、郵便による見積を行った者又は前条に規定する無効の見積りをした者は参加することができないものとする。
- 5 契約の相手方となるべき同価格の見積をした者が2人以上あるときは、直ちに当該見積りをした者にくじを引かせて契約の相手方を定めるものとする。
- 6 前項の場合において、当該見積りをした者のうち、くじを引かない者、郵便による見積りで当該見積りに立ち会わない者があるときは、これに代わって見積事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

(契約書等の提出)

第6条 契約の相手方は、契約書を作成するときは、契約担当官等から交付された契約書の案に記名押印の上、落札決定の日の翌日から起算して7日以内（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法

律第91号) 第1条第1項各号に規定する行政機関の休日を含まない) に、これを契約担当官等に提出しなければならない。

2 契約担当官等は、契約の相手方が前項に規定する期間内に契約書案を提出しないときは、これを契約の相手方としないことがある。

3 契約担当官等が、契約書の作成を要しないと認めた場合においては、契約の相手方は、速やかに請書その他これに準ずる書面を契約担当官等に提出しなければならない。ただし、契約担当官等が必要がないと認めた場合は提出を要しない。

(異議の申立)

第7条 見積人は、見積書を提出後この心得、見積依頼書、仕様書、図面、契約書案及び現場等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。

(その他の事項)

第8条 この心得に掲げるほか、見積に必要な事項は別に指示するものとする。

附 則

この要領は、平成24年1月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、令和3年1月25日から適用する。

附 則

この要領は、令和5年2月9日から適用する。

様式第3号（第3条）

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記1及び2のいずれにも該当せず、また、将来においても該当しないことを誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても異議は一切申し立てません。

また、貴局署等の求めに応じ、当方の役員名簿（有価証券報告書に記載のもの。ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名及び生年月日の一覧表）を警察に提供することについて同意します。

記

1 契約の相手方として不適当な者

- （1） 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合は、その者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は、代表者、理事等、その他経営に実質的に関与しているものをいう。）が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団を言う。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- （2） 役員等が、自己、自社、若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- （3） 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- （4） 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを利用するなどしているとき
- （5） 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

2 契約の相手方として不適当な行為をする者

- （1） 暴力的な要求行為を行う者
- （2） 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- （3） 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- （4） 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者
- （5） その他前各号に順ずる行為を行う者

上記事項について入札書の提出をもって誓約します。